

「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査（市町村立学校）」
 の結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

前回の調査により、藤沢市立学校で複数の体罰事案が認められたことを受け、教育委員会として、児童生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするため、体罰の根絶を目指して取り組みを推進してきました。本調査を実施することにより、体罰問題の現況を把握するとともに、教職員の体罰に関する議論や認識を深め、体罰の根絶に向けた取り組みをさらに進めるための契機とします。

(2) 調査主体 神奈川県教育委員会

(3) 実施主体 藤沢市教育委員会

(4) 調査内容 平成25年度の学校生活全般における教職員等による体罰の状況等

ア 教職員向け調査

(ア) 調査期間 2014（平成26）年2月14日（金）～2月26日（水）

(イ) 調査対象 全市立小・中特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・総括養護教諭・教諭・養護教諭・臨時的任用職員・非常勤講師・サポート講師・部活動外部指導者 約1,800人

(ウ) 調査方法 自分の行った体罰や、他の教職員等の体罰について教職員用調査用紙に記入し校長に提出する。校長はその内容について調査し、市教育委員会に報告する。

イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査

(ア) 調査期間 2014（平成26）年2月14日（金）～2月26日（水）

(イ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者

(在籍数 H26.1.6 現在)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	3,765	3,690	3,864	3,864	3,935	3,825	22,924
中学校	1年	2年	3年	—	—	—	—
	3,544	3,463	3,442	—	—	—	10,449
特別支援学校	小学部	中学部	高等部				
	55	26	26	—	—	—	107
合計	—	—	—	—	—	—	33,480

(ウ) 調査方法

学校を通して、全児童生徒に質問用紙、回答用紙、保護者向け説明資料等を配布。体罰があった場合のみ、回答用紙に記載し直接教育指導課へ郵送又は教頭へ手渡しする。教頭は開封せずに、教育指導課あてに送付する。

(5) 回答数

ア 教職員向け調査

(単位：人)

校 種	平成25年度	平成24年度
小学校	1	4
中学校	1	2
特別支援学校	0	0
合 計	2	6

イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査

校 種	平成25年度		平成24年度	
	回答数 (通)	回収率 (%)	回答数 (通)	回収率 (%)
小学校	2,008	8.8	2,428	10.7
中学校	413	4.0	641	6.2
特別支援学校	5	4.7	11	11.0
合 計	2,426	7.2	3,080	9.2

(6) 児童生徒及び保護者向けアンケート調査における回答の種類及び再調査を依頼した数 (平成25年度)

(単位：通)

校 種	総数	白紙	記載のあったもの			再調査依頼数 及び対象者数
			保護者の意見 欄などに記載	体罰を「受け た」「見た」 と記載		
小学校	2,008 (2,428)	1,694 (1,724)	314 (704)	276 (613)	38 (91)	18件：18人 (76件：53人)
中学校	413 (641)	333 (405)	80 (236)	66 (169)	14 (67)	13件：11人 (68件：30人)
特別支 援学校	5 (11)	3 (7)	2 (4)	2 (4)	0 (0)	0件：0人 (0件：0人)
合 計	2,426 (3,080)	2,030 (2,136)	396 (944)	344 (786)	52 (158)	31件：29人 (144件：83人)

() 内数字は平成24年度の数

※調査の依頼から除外した案件

ア 文部科学省の「体罰について」[資料1](#)に基づいて、体罰とは判断されないもの (具体例)：注意を聞き入れない児童生徒を指導のため、他の場所に移動させようとし、本人が動かなかった場合にひきずる。
：言葉の暴力

イ 事実が特定できないもの

(具体例)：記載されている事項から、具体が判断できない

ウ 危険を回避するための力の行使であると判断されたもの

(具体例)：生徒が教職員に対して、手足を出す中で、教職員の足が当たった。

(7) 再調査方法

校長による再調査を該当教諭、又は児童生徒に対する事実の確認と、教育委員会による保護者への聞き取り。

2 再調査結果について

(1) 教職員向け調査結果

(単位：人)

		平成25年度		平成24年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
県教育委員会に報告		0	0	1	1
市教育委員会による対応	市教育委員会による指導	0	0	0	0
	校長による継続的な指導	1	1	0	1
	事実が認められなかったもの	0	0	3	0
	前年度のもので指導済み	0	0	0	0
合計		1	1	4	2

(2) 児童生徒向及び保護者向けアンケート調査についての再調査結果

(単位：人)

		平成25年度		平成24年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
県教育委員会に報告		0	0	2	2
市教育委員会による対応	市教育委員会による指導	0	1	2	5
	校長による継続的な指導	8	6	2	8
	事実が認められなかったもの	9	3	47	15
	前年度のもので指導済み	1	1	0	0
合計		18	11	53	30

※今回の調査以前（平成25年度中）に県教育委員会に報告した事案
中学校 1件（本調査には含まず）

3 児童生徒及び保護者からの意見

(1) 小学校

ア 「言葉の暴力」について

イ 年代を問わず、軽い気持ちで頭を叩く等の行為をする教職員がいる

ウ 無理に給食を食べさせる

エ 机・椅子を蹴る

オ 休み時間に残った課題をやらされ、休み時間が確保されていない

カ 児童の前と、保護者の前で態度が違う教職員がいる

(2) 中学校

ア 「言葉の暴力」について

イ 学年集会など、多数の生徒が集まる際に、態度が悪いなどと注意をする教職員がいた

4 平成25年度の取り組み

(1) 市教育委員会の取り組み

ア 教職員向けに体罰防止に向けた啓発リーフレットの作成・配付 資料2

イ 各学校でのリーフレットの活用状況と校内研修の実施状況の把握

ウ 各年次経験者研修会における、講話の実施

エ 中学校体育連盟理事部長会において指導主事が部活指導のあり方に関する講話を実施

(2) 学校等での取り組み

ア 市教育委員会作成の啓発リーフレット、及び神奈川県教育委員会作成の体罰防止ガイドラインの活用

イ 体罰防止に向けた校内研修の実施

校 種	延べ回数 (回)
小学校 (35校)	96
中・特別支援学校 (20校)	36

※職員会議での校長による報告・指導は含まず

ウ 中学校体育連盟種目専門部ごとの指導方法のあり方研修の実施

エ 中学校体育連盟運動部活動顧問全体会で外部講師による研修の実施

5 考察

前回と比べ学校へ再調査を依頼した件数と体罰の認知件数がともに大幅に減少しました。これは、体罰根絶に向けた啓発資料の配布と校内研修会等での活用や、体罰によらない指導方法の研修、外部講師を招いての研修などを行うなかで、教職員の体罰への意識の向上がみられた成果であると考えられます。しかし、依然として体罰事案が認知されたり、机・椅子を蹴る、軽く頭を叩くといった、今後体罰への発展が心配されるケースがみられました。その結果、校長による継続的な指導案件が増加する結果につながりました。これは、校長による聞き取りの中で「つい」「軽い気持ちで」という声が聞かれていることから、教職員の意識の問題が大きな原因であると考えられます。今後も長期的、継続的な意識づけを行い「いかなる場合であっても、体罰はしてはいけない」という自覚を持たせていく必要があります。

なお、教職員の言葉の暴力については、今回の調査でも多くの指摘を受けていることから、子どもの人権に配慮する意識啓発が引き続いての課題であると考えています。校内研修や各種研修を活用した教職員への啓発を今後も継続して取り組んでいきます。

6 今後の取り組み

(1) 本市教育委員会と学校との連携により、今後も継続する取り組み

- ア 教職員の人権意識の向上に向け啓発資料を提供し、校内研修の充実を図る
- イ 人権・環境・平和担当者会において人権教育についての研修の実施
- ウ 各年次経験者研修における講話の実施
- エ 中学校体育連盟において、外部講師による指導方法のあり方研修の実施

(2) 新たな市教育委員会の取り組み

- ア 「児童生徒指導の手引き」改訂版の作成・配付及び研修会等での活用
- イ 学校問題解決支援員作成の人権啓発資料による言葉の暴力への啓発を実施
- ウ 「ヒヤリハット事例集」における体罰事例の紹介と活用

体罰について

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。

体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

子どもたち一人ひとりを 大切にする教育を進めるために

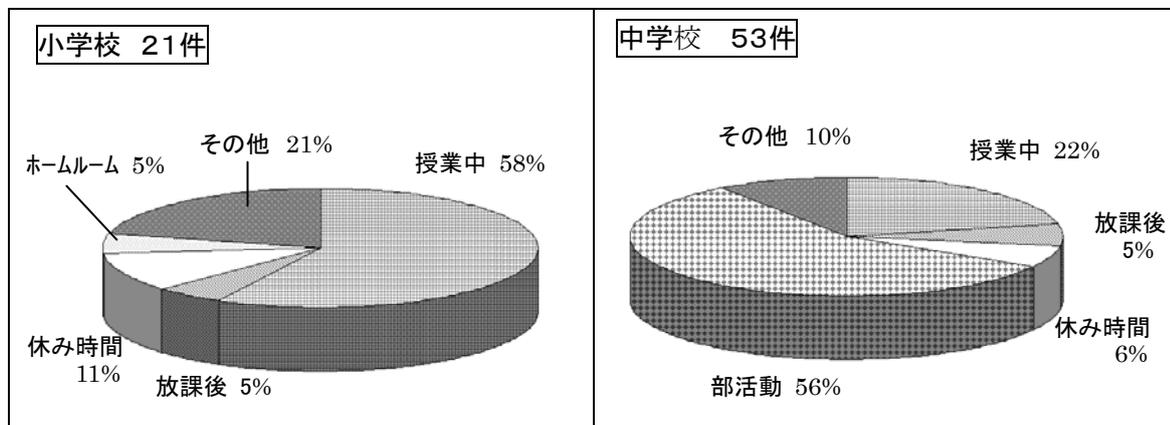
～子どもの人権に配慮し、児童生徒理解に基づいた指導のあり方～

本市では「学校教育ふじさわビジョン」を策定し、目指す学校の姿として「子どもたち一人ひとりを大切にする」、目指す教師の姿として「子どもに寄り添い、子どもの豊かな成長を支える」ことを提起しています。体罰は、この対極にあり、子どもの心を傷つける重大な人権侵害行為で、絶対に認めることはできません。体罰の根絶に向け、教育委員会と学校が連携して取り組む必要があります。

1 体罰に関する実態把握(第1次・2次報告)の結果(神奈川県6月7日発表)

2012年4月～2013年1月までに市立小・中学校で発生した体罰

〔体罰が行われた場面〕



2 「平成24年度部活動及び学校生活全般における体罰に関する緊急調査」(神奈川県) 調査から見てきたこと

<小学校>

- ・ 担任が授業中に行った、という訴えがほとんどで、態様は「手で殴る」が多い。
- ・ ベテランの教員で軽い気持ちで頭を叩く等の行為がある。時代の変化によって、誤解を招くような行為は注意する必要がある。
- ・ 若い教員に、注意をしても聞かない児童に対して、「つかんで座らせる」「叩く」などの行為があった
- ・ 「言葉の暴力」の回答が多くあった。児童の人権に配慮した言葉かけが必要である。

<中学校>

- ・ 部活動における、いわゆる、「気合を入れる」ための暴力があった。
- ・ 「言葉の暴力」の回答が多くあった。生徒の人権に配慮した言葉かけが必要である。
- ・ 担任・教科担任によるものでは、指導している生徒の態度が悪いという理由によるものが多かった。人目を意識する年頃なので、指導の際は、個室等で指導する必要がある。冷静に対応するためには2名以上で対応する必要がある。

3 体罰によらない指導の在り方

体罰は、教師の思い込み、焦りなどからくる感情的な体罰と、部活動における見せしめ的な体罰があります。それぞれの原因を分析し、体罰に拠らない指導方法を確立する必要があります。

(1) 教師の要因

- ① 責任感、気負い、あせり、感情
「自分がやらねば」「最初が肝心」
「なめられる」「示しがつかない」
- ② 指導の行き詰まり
「何度言っても繰り返す」
「どう指導したらいいかわからない」
- ③ 勝利至上主義、根性主義の部活指導
「気合い入れ」「みせしめ」

指導の在り方

- ① 個人ではなく、チームで対応できているか
・ カットならず冷静に対応しているか。
- ② SC や SSW などと連携がとれているか。
・ 発達障がいと思われる児童生徒への指導について理解しているか。
- ③ 部活動の意義を理解しているか
・ 指導法の正しい知識を持っているか
・ 厳しい言葉や罵声で傷つけていないか

(2) 児童生徒の要因

- ① 挑発的な態度、暴言、対教師暴力
「きまりを守らず反抗する」
「うそをつく」「同じことを繰り返す」
「授業に参加しない」
- ② 他の児童生徒への迷惑
「授業中の悪ふざけ」「集団行動を乱す」
「弱いものいじめをする」
- ③ 部活動中の態度
「練習をさぼる」「やる気を示さない」
「他の部員をいじめる」

指導の在り方

- ① 毅然として、平常心で対応できているか
・ 個人ではなく、チームで対応できているか
- ② 授業でわかる喜びを味わわせているか
・ いじめは絶対に許さず、被害者を最後まで守る姿勢を示しているか
- ③ スポーツなどの活動の楽しさを味あわせ、意欲を高めているか
・ 自分の名誉のために勝たせようとしていないか。
・ 上手い生徒だけに目を掛けていないか

(3) 家庭(背景)

- ① 学校不信、学校批判
「先生や学校の悪口を家で話す」
- ② 家庭不和
- ③ 非行の容認や親子の力の逆転
「たばこは家で吸いなさい」
- ④ 体罰の容認
「家の子はビシビシやってください」
- ⑤ 虐待(放任、心理的、身体的、性的)
- ⑥ 親の病気(精神的な悩み など)

対応の仕方

- ① 家庭とのコミュニケーションが、日頃からとれているか
- ② 親身になって、真摯に関わっているか
- ③ 共感的な態度で、家庭の教育力向上への支援を行っているか
- ④ 表面的な言葉ではなく、親の真意を理解しているか
- ⑤ 疑わしいときは管理職に相談しているか
- ⑥ SC、SSW の意見を取り入れているか

励まされて育った子どもは、自信を持つようになります。心から受け入れられて育った子どもは、愛することを学びます。認められて育った子は、自分を好きになります。

(Dorothy Law Nolte “Children Learn What They Live”より)

児童一人ひとりを大切にする 学校づくりのために

体罰は児童の心や身体を傷つける、重大な人権侵害にあたります。体罰による指導では、児童の心を動かすことはできず、むしろ児童に力による解決を正当化させ、いじめや暴力行為などを助長する恐れがあります。また、いかなる場合においても体罰が行われてはなりません。

体罰とは？

次の行為が体罰に当たるかどうか考え、体罰に当たると判断した場合は、○を書いてください。
また、判断の理由を考え、話しましょう。

1. 言うことを聞かない児童の頭をたたいた。() 理由:
2. おしゃべりしていた児童に対して、持っていたペンを投げ、児童に当てた。() 理由:
3. 授業中、騒ぐので、外に45分間立たせた。() 理由:
4. 掃除をさぼった児童に正座させ、反省させた。() 理由:
5. 遅刻の多い児童に対して、放課後、掃除するように命じた。() 理由:
6. 給食を配膳する際、ふざけていた児童に給食を食べさせなかった。() 理由:
7. トイレに行きたいという児童に許可を与えなかった。() 理由:
8. 立ち歩きの多い児童の頬をつねって席に着かせた。() 理由:
9. 他の児童を殴った児童の両肩をつかんで引き離れた。() 理由:
10. 宿題を忘れてきた児童に対して、「このバカ」と言った。() 理由:

体罰の背景

① 体罰を肯定する考え方

教職員・保護者・社会の中に体罰を「愛の鞭」として容認する考えが根強く残っている。

② 教員の指導力の不足

教員としての権威や自尊心を傷つける児童の態度に、自分の感情を自制できず感情的になる。一生懸命指導しているのに、反抗されたり、無視されたりする。授業中に私語が絶えない、指導が困難な児童の対応の仕方がわからず指導力不足からあせりを感じている。

③ 学校内の協力体制の不備

児童指導を特定の教員に任せきりにし、「自分が何とかしなければ」という状況に追い込んでいる。部活動を一人の顧問が持ち、精神的な負担が過大にかかっている。

④ 保護者との協力体制の不足

教員が孤立し、保護者の期待に応えようとしすぎるために、精神的に追い込まれて体罰にいたる場合がある。

<体罰防止のためのチェックリスト>

	YES	NO
1. カッとなると自分をコントロールできないことがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 児童を叱る時に、机を叩いたりイスを蹴ったりすることがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 児童を叱る時には、言葉づかいが悪くてもしかたないと考えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 児童を指導するとき、児童を立たせて、自分は座っていることがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. あいさつは、児童から先生にするものだ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 児童にばかにされたくない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 落ち着きのない児童や言うことを聞かない児童への対応は苦手だ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 高学年を担当すると、女子を中心に反発されることが多い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 管理職や同僚教員に相談しないで、自分の考えだけで行うことが多い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 児童の力を自分の思うレベルに引き上げたい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 児童が自分の期待どおりの行動ができないことが許せない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. じっくり話をするより、短い時間で効果的に理解させる指導がよい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 自分自身が学生時代、体罰を含めた厳しい指導を受けて成長できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 一人ひとりの児童の抱える問題や複雑な心情を意識して指導している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 自分が間違ったり、失敗したりした時は、すぐ児童に対して謝る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 児童を呼ぶときは、「君」「さん」などの敬称をつけて呼ぶ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17. 児童を指導するとき、話をよく聞き、児童の心に寄り添う指導をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18. どうすれば自分の指導が児童や保護者に受け止められるか常に考えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 新聞等で報道される教職員の不祥事に対し関心を持っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

体罰のない学校づくりのために

児童との信頼関係を築く

- 問題行動等、現象面だけにとらわれず、児童の生活背景や実態を把握し、そのような行動にいたる原因や背景を受けとめ、粘り強く指導する。
- 長期的な展望に立って、児童の成長を願う気持ちを持ち、児童の話をじっくり聞き、時間をかけて指導する。

教職員一人ひとりが人権意識を高める

- 体罰は児童の人権及び人間としての尊厳を損なう行為であり、児童と教職員の信頼関係を根底から覆す行為であることを認識する。

一人ひとりの児童が生き生きと輝く指導をする

- 児童が楽しく学ぶための授業づくりに努め、一人ひとりが参加意識や達成感を味わえるように学習活動を支援する。
- 児童が互いを認め合い、共感的な人間関係をつくれるよう支援する。